

都城市にく PAY 事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都城市（以下「市」という。）が発行する電子地域通貨を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下「マイナンバーカード」という。）の取得者に対して給付することにより、市内における地域経済の活性化を図るとともに、デジタル社会のインフラとなるマイナンバーカードの普及促進及びキャッシュレス決済の推進並びに移住者支援として市に移住した者に電子地域通貨又は地域経済応援ポイントを選択させ、給付することで、市への移住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 都城市に住民登録がある者
- (2) 移住者 市に移住相談登録を行った者及び移住相談登録を行った者が属する世帯員であって、移住相談登録を行った日の翌日かつサービスの運用開始日以降に本市に転入した者

(発行者)

第3条 電子地域通貨の発行及び管理は、市が行う。

- 2 電子地域通貨の運用については、地域通貨アプリ「にく PAY(にくぺい)サービス(以下「サービス」という。)」にて行うものとする。

(電子地域通貨の名称及び価値)

第4条 電子地域通貨の名称は、「にくポイント（以下「ポイント」という。）」とする。

- 2 ポイントの価値は、1ポイント当たり1円とする。

(申込期間)

第5条 ポイントの申込期間は、サービスの運用開始日から令和3年12月28日までとする。

(対象者)

第6条 サービスの対象となる者は、第5条に規定する申込期間内にマイナンバー

カードを所持している市民又は移住者とする。

(付与回数及び有効期限)

第7条 ポイントの付与は、市民がにくPAYアカウント（以下「アカウント」という。）を開設した時又は移住者がポイントを選択し、アカウントを開設した時に一度限り行うものとする。

2 ポイントの有効期限は、令和4年1月31日までとする。

(発行額及び付与額)

第8条 ポイントの同一会計年度における発行額は、予算の範囲内とする。

2 アカウントを開設した時のポイント付与額は、7,000ポイントとする。

3 移住者がポイントを選択した場合の付与額は、5,000ポイントとする。

(ポイントの使用)

第9条 ポイントは、ポイントを使用することができる店として発行者が指定するもの（以下「加盟店」という。）においてのみ使用することができる。

2 加盟店は、ポイントを使用する者（以下「使用者」という。）がポイントを商品、サービス等（以下「商品等」という。）に引換えをする場合には、当該ポイントを現金と同様に扱うものとする。ただし、使用者は、ポイントを現金に交換することはできない。

3 加盟店は、ポイントと商品等の引換えに際しては、使用者に対し、釣銭を支払わないものとする。

(加盟店の登録等)

第10条 市は、別に定めるにくPAY加盟店利用規約（以下「利用規約」という。）を公示して加盟店を募集し、応募した加盟店を登録の上、加盟店通知書及び二次元バーコード、販促物等を交付する。

(加盟店の登録期間)

第11条 加盟店の登録期間は、サービスの運用開始日から令和4年1月31日までとする。

(加盟店の責務)

第12条 加盟店は、利用規約のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 特定取引においてポイントの使用を拒んではならないこと。

(2) ポイントの交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

(3) 市と適切な連携体制を構築すること。

2 市は、加盟店が前項の規定に反する行為を行ったときは、当該加盟店の登録を取り消すことができる。

(ポイントの換金手続)

第 13 条 市は、加盟店が商品等の対価として受け取ったポイントの換金については、実績を確認した後、加盟店が指定する口座に振り込むものとする。

(にく PAY に関する周知等)

第 14 条 市長は、にく PAY 事業の実施に当たり、ポイントを取得できる者（以下「取得権者」という。）の要件等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行う。

(申込されなかった場合等の取扱い)

第 15 条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、取得権者が第 5 条の申込期間内にポイントの申込をしなかったときは、ポイントの申込の権利を放棄したものとみなす。

(禁止)

第16条 何人もポイントを偽造し、不正に使用し、又は転売してはならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 4 年 2 月 28 日限り、その効力を失う。